

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 4 月 1 日

極東貿易株式会社

令和7年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示書類

東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
極東貿易株式会社  
代表取締役 岡田 義也

当社と、ファーレ株式会社は、令和7年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、ファーレ株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

本合併に関し、会社法801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日

令和7年4月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

##### (1) 差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和7年2月20日付の官報公告及び同日付けの債権者への通知により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 当社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、令和 7 年 2 月 20 日付の官報及び電子公告により債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

令和 7 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上